

# コンミッサリーア： ヴェネツィア共和国の遺言信託

和 栗 珠 里

## はじめに

コンミッサリーア (commissaria) とは、ヴェネツィア共和国でおこなわれていた遺言信託のことである。古くはフィデコンミッサリーア (fidecommissaria) と呼ばれていたことから、古代ローマ<sup>1)</sup>の<sup>フィディコンミッスム</sup>信託遺贈 (fideicommissum) に起源をもつことは明らかであるが、古代ローマでは相続人となる法的資格を持たない女性や親族以外にも財産を譲る方法として信託遺贈が利用される傾向がみられたのに対し<sup>1)</sup>、ヴェネツィアのコンミッサリーアは長期に及ぶ遺産の管理運用を伴う場合が多かった。すなわち、遺産を資本として政府公債や不動産などに投資し、そこから得られる利益を遺族の生計や遺児の養育、永代ミサ、慈善などに利用したり、遺産によって施療院や貧者用集合住宅などの福祉施設を創設したりしたのである。とりわけ、遺言者とその家族の魂の救済のための遺産運用は「永遠に (in perpetuo)」継続されることが期待された。

---

キーワード：ヴェネツィア史，遺言信託，サン・マルコ財務官，兄弟会，  
アーカイブ

このように長期的な信託は、古今東西を問わず、普遍的にみられる習慣と言えるかもしれない。なにがしかの財産を残して死に向かう人は、その財産の行く末に自らの遺志を反映させたいと願うものである。残される家族や子孫の生活と将来を支えるだけでなく、自分にとって大切なその他の者たちにも利益を分配したり、社会のために遺産を役立てたりしたいと望む人々は、微に入り細にわたる指示を含む遺言書を作成してきた。とりわけ、死後においても善行を積むことによって魂の救済を願うカトリック圏やイスラーム圏において、また、自らの功績が後世にも認識され続けることを望む人々によって、さらには、財産の功利的な維持を目的として、長期的な信託は熱心におこなわれてきた。いずれの場合にも、肝心なのは、その遺言が果たされ続けることであり、それを保証するシステムである。様々な思いを込めた遺言の執行を委ねられた人々には、大きな負担と責任がのしかかるが、個人の場合、その義務を怠る、あるいは、なんらかの理由により十分に果たせないこともありうる。なにより、命に限りのある個人には、「永遠に」遺産の管理運用を続けることは不可能である。

ヴェネツィア共和国は、前近代において長期的な遺言信託を保証するシステムを発展させた点で特筆に値する<sup>2)</sup>。サン・マルコ財務官(Procuratori di San Marco)の制度的発展を財政的観点から分析したミュラーは、ヴェネツィア共和国政府でドージェ(元首)に次ぐ地位であったこの高位官職が住民の遺言執行者としてコンミッサリアの受託業務を担うようになっていった過程とその業務内容の詳細を明らかにした<sup>3)</sup>。また、高田はミュラーに準拠しつつ、サン・マルコ財務官に遺産を託す都市側からの視点から当官職の制度的発展を考察した<sup>4)</sup>。いっぽう、兄弟会の慈善事業について膨大な研究を残したプランも、兄弟会に託された遺産の運用の実例を数多く挙げている<sup>5)</sup>。コンミッサリアの概要は、この三者によってすでに明らかにされていると言ってよい。しかし、三者とも、おもな関心はサン・

## コンミッサリーア：ヴェネツィア共和国の遺言信託

マルコ財務官の役割や兄弟会の福祉事業にあり、コンミッサリーアのシステムそのものに注目しているわけではない。

コンミッサリーアは、単なる遺贈や有期の遺産運用、墓や礼拝堂の建設、葬儀やミサに関する事など、遺言によって指示されたあらゆることを含むが、その最大の特徴はやはり、長期的な遺産運用にあった。実際、遺言者の死から数百年もの長きにわたって維持された例には事欠かないのである。そのように長期的な維持が可能だったのは、政府や兄弟会といった「死ぬことのない」<sup>インモータルな</sup>機関がかかわったからに他ならない。その長期的な記録は、国立ヴェネツィア古文書館 (Archivio di Stato di Venezia) をはじめとするアーカイブに膨大な量で残されている<sup>6)</sup>。これらの文書群は、遺言者の遺志が長期間にわたってどのように受け継がれたのか、あるいは遺言者の遺志通りに受け継がれなかったのか、また、そこにどのような人々がかかわったのか、など、実に様々なことを我々に教えてくれる。

本稿ではまず、いまだヴェネツィア史研究において正面から取り上げられたことのないコンミッサリーアの基本的事項について整理し、その特徴を明らかにする。さらに、国立ヴェネツィア古文書館のコンミッサリーア文書目録にもとづく数量分析により、その長期的性格について検証したい。

### 1. コンミッサリーアの定義

#### 1.1. Fideicommissum と commissaria

コンミッサリーアの用語上の原型である fideicommissum というラテン語は、「信用 fides」と「委ねる committere」から合成されたものである。コンミッサリーアは、ここから「信用」の部分が欠落したものと考えられるが、本来、「委ねる」という行為自体が信用を伴うものであり、fides を欠落させても、その本質的な意味には変わりがない。実際、現代イタリア語の commettere にも「託す affidare」の意味があり<sup>7)</sup>、affidare の語源が

まさに *fides* であることは一目瞭然である。

しかし、*commissaria* という語は現代標準イタリア語には存在しない。また、ヴェネツィア方言辞典にもこの語は見当たらない<sup>8)</sup>。現代標準イタリア語においてラテン語の *committere* から派生した名詞は *commissione* である。そのおもな定義として、1. *Atto, effetto del commettere* (委託) 2. *Incarico da svolgere per conto di terzi* (第三者の代理として行う任務) 3. *ordinazione di merce* (商品の注文) 4. *Acquisti, incombenze varie, da eseguire personalmente* (個人的に遂行すべき購入・取得, 様々な任務) などが挙げられる<sup>9)</sup>。すなわち、*commissione* には「委ねる」という全般的な意味はあるものの、遺産に関して限定的に用いられるわけではなく、*commissaria* と同義であるとは言い難い。

いっぽう、ヴェネツィアの古文書群で使われる用語の辞典を編纂した *チェッケッティ* は、*commissaria* を *L'azienda di una eredità, che si amministrava, anche in perpetuo, a vantaggio di speciali istituzioni* (特定の機関の利益になるように遺産を管理する事業であり、永続的な場合もある)' と説明している<sup>10)</sup>。ただし、後述するように、コンミッサリアの受益者は機関(団体・組織)とは限らなかった。ダ・モストは単に *'Amministrazione dell'asse ereditario* (遺産の管理運用)' と定義している<sup>11)</sup>。以上からも、*commissaria* がヴェネツィアにおいて遺産管理に限定された用語であり、一度限りの遺産分割・遺贈よりもむしろ、長期的な遺産の管理を意味するものであったことが理解されるであろう。

## 1.2. 訳語の問題

コンミッサリアの起源である *fideicommissum* は、「遺言者 (A = 設定者) が、ある者 (B = 受託者) に対して、自分の死亡後に特定の第三者 (C = 受益者) に財産の全部もしくは一部を供与すべきことを信託するも

の」と定義される<sup>12)</sup>。ここから、fideicommissum は一般的に「信託遺贈」と訳されるわけであるが、すでに見てきたように、コンミッサリーアを fideicommissum と同様に「信託遺贈」とするのが適切でないことは明らかである。では、これを日本語に訳すとすれば、どのように表現すべきであろうか。

英語文献においては、コンミッサリーアを示すのに trust (信託) を用いるのが最も一般的であり、必要に応じて、perpetual や charitable, pious などの形容詞が付される。また、コンミッサリーアによって委ねられた財産を指す場合も含めて、bequest や endowment も頻繁に用いられる<sup>13)</sup>。

日本語でコンミッサリーアを扱った研究としては、第一に先述の高田論文が挙げられる。ここでは遺言執行者としてのサン・マルコ財務官の機能に焦点が当てられており、コンミッサリーアそのものが関心の対象ではないため、この語への言及はない。しかし、「遺産の処理」「遺産の管理」「[動産・不動産の]投資」「永遠の喜捨」といった表現が随所に見られる<sup>14)</sup>。いっぽう、兄弟会の救済活動や文書管理状況を調査した高見は、コンミッサリーアによって兄弟会に託された資産を「遺産財団」、コンミッサリーア文書を「遺産執行委員会の記録」と表現している<sup>15)</sup>。これらはそれぞれ、コンミッサリーアの実態の一面を反映してはいるが、いずれも汎用性に欠けると言わざるをえない。コンミッサリーアは、葬儀に関する指示、墓やモニュメントや礼拝堂の建設、永代ミサといった、遺言者の多様な望みの実現を包括的に意味し、委ねられた遺産そのものも指すからである。

以上をふまえると、コンミッサリーアに単独の定訳を当てはめることは容易ではないが、遺言によって託されたあらゆることを含み、そこに「信用」という概念が絡むことから、「遺言信託」とするのが最も適切であると考えられる。ただし、ヴェネツィア共和国に特有な要素もあったため、本稿ではあえて日本語にせず、原語のままコンミッサリーアと呼ぶことにする。

なお、コンミッサリーアには、コンミッサリーオ *commissario* (*pl.* : *commissarij*) という派生語が存在する。これは信託を委ねられた者のことである<sup>16)</sup>。よって、日本語では「受託者」とすべきかもしれないが、通常は遺言者側から指名され、拒否する場合もあったことから、「受」の文字を使うのが適切とは思えない。しかし、要するに、遺言によって委ねられたことを実行する者のことであるため、本稿では、これを原則として「遺言執行者」あるいは単に「執行者」と訳すことにする。

## 2. コンミッサリーアの内容

### 2.1. 遺言書

すでに述べたように、コンミッサリーアとは、遺言によって託されるあらゆることを指す。遺言書には一定のパターンがあり、遺言の作成年月日、遺言者自身の名前や属性、神への祈りといった前置きが続いて、遺言者の望みが列記される。その内容は、遺言執行者の指名、遺産の処置（分割、処分、管理など）、葬儀に関する指示、死後も定期的におこなわれるべきミサや祈祷の指示、遺族への配慮などに大別され、墓・モニュメント・礼拝堂や福祉施設の建設が指示される場合もある。概して圧倒的な分量を占めるのは遺産の扱いについてである。ミサや祈祷、遺族への配慮、墓などの建設といった事柄には財源が必要であることから、通常、これらと遺産の扱いは結びついている。いずれにせよ、たいていの場合、多岐にわたる指示が記され、きわめて複雑な内容になっている。

### 2.2. 遺言執行者

遺言者たちは、自らの遺言が着実に実行されることを望み、適切と思われる人物や団体に遺志を託した。論者は遺言について網羅的に調査したわけではないが、参照した文書群からは、次のような傾向を指摘することが

できる<sup>17)</sup>。

通常、遺言執行者には複数の人物が指名され、共同で、あるいは遺言内容により義務を分担して遺言の執行に当たった。多くは遺言者の近親者で、遺言者が男性の場合には、兄弟、父、息子、従兄弟、義兄弟、甥など、男性が指名されることが多いが、妻や姉妹や娘など女性が指名されることもある。いっぽう、遺言者が女性の場合には、女性が執行者に含まれる傾向が強くなるようだ。また、遺言者が信頼を置く側近や聖職者、友人、兄弟会の幹部、サン・マルコ財務官などが指名されることもある。処置すべき遺産によって異なる執行者が別々に特定して指名されることもある。それは、見方によれば、同一人物が複数の信託を設立したとも言えるであろう。

遺言者のなかには、自分が指名した人物が死亡したり執行者となることを拒否したり義務を果たさなかったりする場合は想定して、その後継者や代行者を選ぶ条件を定める者もいた。子孫が続く限りは子孫が受け継ぐことを望む者もいたが、特定の受益者や指名したすべての執行者が死亡した時点で残っている全遺産を処分してコンミッサリーアを終了させることを指示する者もいた。指名された執行者の後継者や代行者について遺言が何も規定していなかった場合には、サン・マルコ財務官が代行者（furnitori）となり、長期的な遺産運用が必要な場合には、サン・マルコ財務庁のなかで業務が受け継がれていった。

いくつかのコンミッサリーアについて遺言執行者や代行者となった人々のプロソポグラフィを調査したところ、同一人物が複数のコンミッサリーアに関わっている事例が少なからず見出された。誰であれ複数の近親者を持っているものであることを考えれば、それは当然とも言えるのであるが、遺産を託す者と託される者の間に複雑な人的ネットワークが張り巡らされていたことがうかがえる。なかでも社会的地位の高い人物たちは、それだけ遺言執行者に指名されやすく、とくにサン・マルコ財務官であった場合

には、公私両面でいくつものコミッサリーアに関する義務を果たさなければならなかったようだ。その責任は、あたかも多重債務のように彼らの上にのしかかっていたにちがいない。

そのためか、あるいは単なる怠慢のためか、義務を果たさない遺言執行者は珍しくなかったようだ。そればかりか、遺産や遺産の運用利益を着服する者もいた。このような義務の不履行や不正行為、また、コミッサリーアにかかわる人々や団体間の利害対立は、しばしば訴訟を引き起こし、問題解決のために十人会などの政府機関が行政指導をおこなうこともあった。多くの係争と同様にコミッサリーアをめぐる係争は複雑化・長期化しやすく、設立後100年以上経過してから新たな問題が持ち上がることも珍しくなかった。国立ヴェネツィア古文書館のコミッサリーア関連アーカイブには、このような訴訟問題に関する文書が多数含まれている。

### 2.3. 遺産の処置—遺産の種類、遺産の分割と運用、用途

コミッサリーアによって遺言者が処置を委ねる遺産は、ごくささやかなものから莫大なものまで千差万別であった。しかし、その規模にかかわらず、処置すべき遺産は項目化され、それぞれに処置方法が指示された。そして、多くの場合、異なる処置方法を組み合わせた複合的な指示がなされた。

最も単純だったのは、リネン・家具・食器といった家財道具や衣類・服飾品、少額の現金などの遺贈で、項目ごとに受益者が指定された。このような場合のおもな受益者は、家族・使用人・隣人、教区教会・修道院・職業組合・兄弟会など、遺言者にゆかりのある人々や団体であった。また、遺言者が属する兄弟会や教区の人々が葬列に参加し、埋葬地まで遺体に付き添って遺言者の魂のために祈ってくれることを望み、参列者全員に報酬を与えることを指示する文言は、多くの遺言書で常套的に見出される。兄

弟会や教区の貧者に対する一度限りの施しも単純な遺産分割の部類に含めることができるだろう。このような動産の分割のみがかかわるコンミッサリアの大半は、遺言者の死から1年ないし数年以内に処理されて終了したと思われる<sup>18)</sup>。

しかし、ある程度以上の資産を遺す遺言者の場合は、それほど単純ではなかった。そこには、上記のような物品や少額の現金だけでなく、様々な動産と不動産がかかわり、受益者も多岐に渡り、複雑な様相を呈した。その具体的内容はコンミッサリアごとに異なるが、遺産の種類を公債、不動産、福祉施設の3種類に大別し、以下に概要をまとめる。

### ①公債

公債の形で遺産を遺し、その利子を永代ミサ、遺族の生計や養育・結婚資金、慈善、宗教施設への寄付などに充てることは、遅くとも14世紀までには、コンミッサリアにおいて最も典型的なパターンであったようだ<sup>19)</sup>。それは、公債の強制割当制度により富裕層の資産の一部が必然的に公債によって構成されていたことや、ヴェネツィア政府が発行する公債の利回りの良さ（平時には年利5パーセント）と安定性によるところが大きかったであろう<sup>20)</sup>。しかし、15世紀末以降、戦争などを原因とする金融不安によって市場価値が暴落したり利払いが停止されたりすることもあり、そのような時期には、公債を処分して不動産に移す傾向もみられた<sup>21)</sup>。

公債利子の慈善への利用は広範にみられたが、その内容には様々な種類があった。おもなものとして、貧者への施し、貧しい娘に対する嫁資援助、福祉施設への寄付が挙げられる。貧者への施しは、現金、パン、衣類などのかたちでおこなわれた。嫁資援助とは、定期的在一定数の女性を選んで一定額の嫁資を与え、結婚させるというものである。福祉施設と

は、オスペダーレ (ospedale) あるいはオスピツィオ (ospizio) と呼ばれるもので、孤児、身寄りのない女性、病人や障がい者、老人、貧者といった社会的弱者を収容する施設である<sup>22)</sup>。孤児院として有名なピエタ慈善院 (Ospedale della Pietà) や 16 世紀に新しく設立されたインクラービリ施療院 (Ospedale degli Incurabili) は人気が高かったらしく、寄付先として指定される例がしばしば見出される。

宗教施設 (特定の教会や修道院) には、公債そのものを遺贈し、そこから得られる利益によって遺言者やその家族の魂のために定期的にミサを挙げることを依頼したり、宗教施設が必要とする蠟燭などの物品の購入や聖職者への金銭的な援助に用いてもよいとしたりすることも多かった。

遺言者のなかには、遺産のすべてを処分して公債に投資することを指示する者もいた。しかし、公債は政府の負債であり、戦争などの非常時には資金調達のために新たな公債が創設されたりしたが、情勢が落ち着けば償還されたため、必ずしも永続的に公債のかたちで遺産を維持できたわけではない。聡明な遺言者は、そのような場合をあらかじめ想定し、償還分を他の種類の公債や不動産に再投資する指示をしていた。また、コミッサリーアの執行者、とくにサン・マルコ財務官の判断によって、臨機応変な処置がなされることもあった。たとえば、遺書では一言もそのような指示がなかったにもかかわらず、公債に投資されていた遺産の一部が賃貸用の不動産に置き換えられた例が見出される。その賃貸料が投資額の 5 パーセントに設定されていたことは、公債への投資と同額の利益を生むように設定されたと考えられるであろう<sup>23)</sup>。

いずれの場合にも、元本 (capital, cavedal) には手をつけてはならないと指示されることが多かった。すなわち、「売ることも抵当に入れることも他のいかなることもしてはならない (non possa vender né impegnar ne far niuna cosa)」という文言が常套的に使われた。利子は平時には年 2 回

に分けて支払われ、その都度、遺言者の指示に従って分配されたが、一部が公債に再投資されて元本が膨らんでいく場合もあった。

## ②不動産

コンミッサリーアで委ねられる不動産には、大別して、受益者が使用するのためのものと利益を生むためのものがあった。

前者はおもに都市内部や本土やラゲーナ（ヴェネツィアを取り囲む潟）の島々に存在する家屋であり、特定の遺族が必要とする限り（妻が再婚するまで、娘が結婚するまで、など）においてのみ居住を認める場合と、相続人によって代々受け継がれ、適切に維持されることを望む場合とがあった。遺族が必要としなくなったり相続人が途絶えたりした不動産については、その後の処置を明示する場合と明示しない場合があった。明示する場合は、その不動産そのもの、あるいは処分した売却益を修道院や兄弟会に寄付したり、公債に換えて利子を慈善に利用したりすることなどが指示された。処置法が明示されない場合の詳細は不明だが、サン・マルコ財務官の裁量に任された可能性は高いであろう。代々維持されることを望む場合は、分割・譲渡を禁じる文言が付されることが多かった。しかし、一般的な *fideicommissum* が家産の維持を主目的として発展したのに対し<sup>24)</sup>、ヴェネツィアのコンミッサリーアでは、家産の維持に対する執着は比較的希薄であり、それよりもむしろ、公債利子であれ不動産収入であれ福祉施設であれ、遺産を社会に還元するとともに自らの魂の救済を願う態度のほうが強く感じられる。

このような態度には、信託によって不動産が「死手」となることを嫌う政府の方針も関係していたと考えられる。ヴェネツィア共和国では、宗教施設への寄進を含め、信託された不動産も課税を免れなかったが<sup>25)</sup>、不動産の譲渡を禁じるコンミッサリーアによって市場で取引される物件が減れ

ば、売買に課せられる税金は減ることになる。そのため、1333年には、土地の譲渡禁止の有効期限を10年とする法令が出された<sup>26)</sup>。また、戦時には、戦費調達のため、不動産を強制的に公債に振り替えさせる政策もとられた。たとえば、キオッジャ戦争（1378-1381年）の際には、サン・マルコ財務官が管理しているすべての不動産を売却し、対価を公債で支払うことが命じられた<sup>27)</sup>。とはいえ、財政危機を脱した政府が公債の利払いに追われるようになると、逆に公債を売って不動産に換えることが奨励されたり、16世紀の長期的インフレーションのように土地の利益率を高める要因が生まれやすくなることもあった。概して、経済状況に応じて、政府公債への投資と不動産への投資は相互補完的であったようだ。

利益を生むための不動産には、賃貸用の住宅や店舗、本土の農地などがあった。その利益の用途は公債利子の場合と同様であるが、農地からの利益には現物（小麦やワインなどの農産物や農産加工品）によるものもあり、その現物が遺族の生活に使われたり修道院などに寄付されたりした。16世紀には、人口の増加や天災によって食料価格が高騰したため、農作物は投機的な性格を持つ商品にもなりえ、より多くの利益を受益者にもたらしたり、余剰利益を生んだりしたと思われる。しかし、詳細は不明である。

コンミッサリーアで委ねられる不動産には、ヴェネツィア共和国の海外植民地やイタリア本土領における所領で領主権を伴うような類もあったであろう。このような資産がコンミッサリーアでどのように扱われたかは重要な問題である。しかし、これらについても、これまでに論者が調査した範囲では具体的事例が少ないため、ここでは詳しい言及を避け、今後の課題としたい。

### ③ 福祉施設の創設

裕福なヴェネツィア人のなかには、遺産によって福祉施設を創設するこ

とを望む人々もいた。これもまた、永続的に善行を積むことによって自らの魂の救済を願う行為であったが、遺言執行者にとっては最も負担の大きい信託であった。遺産によって（場合によっては遺産を処分し資金を用意して）用地を購入し、家屋を建設し、そこに収容すべき社会的弱者を選び、住人の死亡などによって空きが出れば新たな住人を選び、不正使用がないかどうか監視し、必要が生じれば補修をおこなう、といった義務を果たしていかなければならなかったからである。数戸程度のささやかな施設であればまだしも、数十戸から百戸もの建設が指示されることもあり、そのような場合には、遺言者が望んだ戸数を実現するだけでもたいへんな苦労であった。福祉施設の創設と維持管理を含むコンミッサリーアの文書からは、遺言者の死亡から数年、あるいは数十年もかけて、段階的に用地の買収と家屋の建設を進めたり、隣接地に既存する家屋を買収して施設に併合したり、様々な努力がなされていたことがうかがえる。それでも、最終的に目標数を達成できるとは限らなかった<sup>28)</sup>。

このようなコンミッサリーアを維持するために一種の財団法人のようなものが私的に設立されることもあったが、兄弟会やサン・マルコ財務官に委ねられることが多かったと考えられる。たとえば、サン・マルコ財務官の3つの部局のひとつ「デ・スプラ (*de Supra*)」は、コンミッサリーアによって創設された13の施設、計182戸を1570年代に管理していた<sup>29)</sup>。福祉施設には、宗教団体、兄弟会、政府、有志の私人などによって創設されたものもあった<sup>30)</sup>。しかし、創設の経緯や管理者が異なっても、実態としては、それらとコンミッサリーアによって創設されたもの間に大きなちがいはなかったと思われる。上述の1570年代の「デ・スプラ」の記録でも、コンミッサリーアによるものとそうでないものがまとめて記載されている。

各施設は数戸ないし数十戸からなる共同住宅で、家賃は「神の愛 (*Amore Dei*)」により無料であるか、低額であった。しかし、住宅の一部は、遺言

者の指示により、あるいは執行者や代行者の判断により、賃貸に出され、その賃料を税の支払いや他の住宅の補修・維持に充てることもおこなわれた。あるいは、遺産だけでは建築費用を賄えない場合、いったん全戸を賃貸物件とし、必要経費を回収したのちに無料の福祉住宅とすることもあった。住民たちの生活に必要な井戸の建設を命じる配慮をする遺言者もいた。また、自分の世話をしてくれた使用人を住まわせることを指示する遺言者もいた。

## 2.4. 恩恵の分配と受益者

すでに明らかになっているように、遺言信託であるコンミッサリーアには、遺言者、遺言執行者（代行者を含む）、受益者の三者が存在した。遺言者と受益者の関係は、親族や知人など直接的な場合も少なくなかったが、貧者への施し、嫁資援助、福祉施設などの場合には、遺言者とは本来まったく接点のない人々が恩恵を受けることになった。このような場合、受益者の選定は遺言執行者に任されたが、恩恵を受けるべき人々に関して、遺言者が何らかの条件を付すこともあった。最も一般的な条件は、「困窮した (bisognoso)」「誠実な (honesto)」ヴェネツィア人であるというものだった。この「誠実な」が意味するところは曖昧であり、単に品行方正であることを求めている場合もあれば、暗に一定以上の社会的地位を指す場合もあったようだ。「困窮した」という表現も、食うや食わずの生活をしていることを必ずしも示すわけではなく、その地位にふさわしい体面を保てない場合にも使われた。ヴェネツィア人であることをあえて条件にしたのは、施しを求めて外部から流入する貧民を除外しようとする意図が働いていたためであると考えられる<sup>31)</sup>。

受益者の選定は、遺言執行者にとって負担であると同時に特権でもあった。候補者一人一人について、恩恵を受けるのにふさわしいかどうか審査

し、投票によって当否を決める作業は、時間も労力もかかるものだったにちがいない。しかし、遺言執行者に縁のある者に便宜を図ることも可能であり、不正行為も横行していた。ローマーノは、のちにドージェとなるフランチェスコ・フォスカリがサン・マルコ財務官であった時代に、嫁資の分配を通じて自らのパトロン＝クライアント関係を強化したことを指摘している<sup>32)</sup>。遺言執行者は、遺言者と受益者の間に介在して両者をつなぐと同時に、自身も両者と結びついていたのである。

コンミッサリーアの受益者には、貴族から庶民まで多様な人々がいたが、圧倒的多数を占めたのは貧しい庶民である。概して、遺産の規模が大きいほど、不特定の貧者に恩恵を与える指示が増え、その選別が兄弟会やサン・マルコ財務官に委ねられる傾向が強まったようだ。兄弟会やサン・マルコ財務庁で保管されていたコンミッサリーア文書には、受益者に関する膨大な記録も含まれている。たとえば、嫁資援助を受けた船大工の娘、福祉施設に入居した盲目の老人、複数の子どもを抱えた寡婦などである。なかには、貧者用の無料住宅に入居する権利を得て、それを他者に又貸しして利益を得るような、したたか者もいた（当然、発覚すれば資格を剥奪された）。しかし、多くは真の意味での困窮者であり、そのような人々を支える社会的扶助がコンミッサリーアを通じても実現されていたことがわかる。

受益者は、一方的に恩恵を受けるだけの存在だったのではない。受益者は、遺言者とその家族の魂の救済のためにも、遺言者の名を後代まで伝えるためにも、必要不可欠だった。福祉施設には遺言者の家紋が掲げられたり、入居者の誓約書に、その住宅が誰によって建てられたものであるかが書かれたりした。また、より直接的に、遺言者とその家族のための祈りが求められることもあった。しかし、キリストがそうしたように弱き者に手を差し伸べることそのものが本質的に重要なだった。ローマーノは、施す者と施される者は「共生的相互依存関係（una relazione di reciprocità

simbiotica)」で結ばれていたと述べているが<sup>33)</sup>、まさに正鵠を得た指摘であろう。

### 3. サン・マルコ財務官のコンミッサリーア文書目録にもとづく数量分析

国立ヴェネツィア古文書館には膨大な量のコンミッサリーア関連文書群が存在し、目録化もおこなわれている。なかでも、サン・マルコ財務官のうち、「デ・スプラ」を除く3つのフォンドには、個々のコンミッサリーアに関する目録があり、遺言者の氏名や遺言の作成年、文書の内訳などが記載されている<sup>34)</sup>。論者は本誌前号掲載の研究ノート<sup>35)</sup>において、これらの目録から計3,479件分のコンミッサリーアの設立年（原則として遺言作成年）と終了年（そのコンミッサリーア文書に含まれる記録の下限）のデータを集め、そこから各コンミッサリーアの継続年数を割り出した<sup>36)</sup>。そこでは数値の提示にとどまっていたが、本稿にてその分析と考察を試みる。データの詳細については、研究ノートのほうを参照されたい。

なお、研究ノートでも指摘したように、これらのデータに関してはいくつか留意すべきことがある。まず、これらはあくまでもサン・マルコ財務官のフォンドに現存するコンミッサリーア文書のみに関するデータだということである。とはいえ、約3,500件というデータ数は一定の考察を可能にするに足ると言える。また、設立年に関しては、遺言作成年が不明の場合は記録の上限としたこと、終了年は記録の下限としたうえ、下限が世紀でしか示されていない場合は世紀の初年としたため、実際はより長期に及んだ可能性もあることにも注意が必要である。しかし、遺言作成年が不明なケースはごく一部にすぎず、この方法からは少なくとも記録上の最低継続年数を知ることができる。

### 3.1. コンミッサリーアの設立時期と終了時期

これらの目録に記されたコンミッサリーア文書のうち、最古は1219年、最新は1778年の設立である。これらを13世紀から18世紀まで50年ごとに区切って設立件数を集計した結果、14世紀が突出していることがわかった。すなわち、全3,479件のうち888件が14世紀前半、887件が14世紀後半に設立されており、合わせて全体の51パーセントを占める。これは、サン・マルコ財務官にコンミッサリーアを委ねる習慣が広まったことを反映していると考えられる<sup>37)</sup>。15世紀以降は、総人口が増加したにもかかわらず設立件数が減少している。その理由について挙げられるのは、サン・マルコ財務官よりも兄弟会にコンミッサリーアを託す傾向が強まったことであろう<sup>38)</sup>。ただ、主要な兄弟会のフォンドに現存するコンミッサリーア文書は合計で383件分しかないため<sup>39)</sup>、ヴェネツィア全体でコンミッサリーア設立数がどのように推移したか、正確に知ることはできない。

終了年は、大まかには設立年と類似した傾向を示し、14世紀に急増し、15世紀以降は減少していく。それは、後述するように、設立後短期間で終了するケースが多かったためであるが、長期間にわたって継続されたものもあるため、減少のペースは設立年よりも緩やかである。しかし、16世紀後半に異様な増加がみられる。この増加分は1570年代に集中しているため、キプロス戦争と関係があるのは確実だと思われる。その明確な証拠はまだ発見できていないが、1570年代初期のサン・マルコ財務官の雑録を調べるなかで、トルコ軍の捕虜になった家族を救出するためにコンミッサリーアを解消して身代金を捻出する許可を嘆願する文書が数葉みつかった<sup>40)</sup>。もっとも、ヴェネツィアがトルコとの戦争に苦しみ、領土と人命を奪われたのはキプロス戦争に限ったことではないにもかかわらず、クレタ戦争（1645-69年）など、他の危機時にはコンミッサリーア終了の目立った増加はない。そもそも、個々のコンミッサリーアがいつ、どのようにし

て終了したのかは現時点では謎であり、今後解明していくべき大きな課題である。

### 3.2. コンミッサリーアの継続年数

各コンミッサリーアの設立年と終了年から、その記録上の最低継続年数を割り出すことができる。その結果、全3,479件中、10年未満が1,648件(47.4パーセント)、10年以上100年未満が1,143件(32.9パーセント)、100年以上200年未満が304件(8.7パーセント)、200年以上300年未満が302件(8.7パーセント)、300年以上が82件(2.3パーセント)という数値が得られた。ここから、約半数は比較的短期間で処理されたいっぽうで、半数強は10年以上維持され、100年以上継続したものが全体の約2割にのぼることがわかる。100年以上継続したものは、件数にして計688である。なかには300年以上続いたものもあり、割合としてはわずか2パーセントながら82件にのぼる。最長は542年である<sup>41)</sup>。また、興味深いことに、19世紀、すなわちヴェネツィア共和国の滅亡後にも続いていたものが6件ある。これらは、ナポレオンやオーストリアによる支配のもとで、ヴェネツィア共和国政府が管理していた個人資産がどのように扱われたかを知る手掛かりにもなるだろう。

この統計には、諸兄弟会や「デ・スプラ」のサン・マルコ財務官、その他のフォンドに保存されたコンミッサリーア文書は含まれない。それらには詳細な目録がないため、データ化することがきわめて困難である。しかし、論者が調べた範囲において、兄弟会や「デ・スプラ」が管理していたコンミッサリーアのなかにも、16世紀初頭に設立され18、19世紀まで続いたものが複数みつまっている。ここから、ヴェネツィア全体で長期的に維持されていたコンミッサリーアの絶対数が相当なものであったことが推測されるであろう。

#### 4. 総括と課題

本稿では、論者がこれまでに知りえたことをもとに、コンミッサリーアの諸特徴についてまとめるとともに、コンミッサリーアの継続期間の分析により、その長期的性格を数量的に裏付けた。そこからは、時代や階級を越えて人々を結びつけるコンミッサリーアの社会的な機能が浮かび上がる。コンミッサリーアの多くは公益信託あるいは慈善信託とも呼びうるような性格も持っており、そこに政府機関であるサン・マルコ財務官や半公的機関である兄弟会が深くかかわっていたことは、ヴェネツィアにおける遺言信託の重要な側面である。

もっとも、それがヴェネツィア独特のものであったかどうかはわからない。類似した習慣や制度がイタリアおよびヨーロッパの各地で広範にみられた可能性は高く、それらとヴェネツィアのコンミッサリーアとの共通点や相違点について、比較研究を通して明らかにしていく必要がある<sup>42)</sup>。また、コンミッサリーア自体についても不明な点がまだ多く残されている。

論者の最大の関心は、とくに長期的に維持されたコンミッサリーアにおいて、どのような人々がかかわりながら遺言者の遺志が実現されていったのかという点にある。これまでもコンミッサリーア文書や関連諸文書は、財政、福祉、遺言の指示による美術・建築作品の制作などを研究するために利用されてきたが、人的ネットワーク研究という視点からも高い利用価値を持つと考えられる。今後は具体的な事例研究を通して、コンミッサリーアの実態をより詳しく解明していきたい。

\*本稿は、桃山学院大学 2022 年度春学期海外特別研修の成果の一部である。この研究機会と特別な援助を与えてくださった桃山学院大学、ならびに客員研究員として迎えてくださったヴェネツィア・カ・フォスカリ

大学に心から感謝申し上げます。

注

- 1) 吉村朋代 (2012)「ローマ法における信託遺贈の文言解釈—plus nuncupatum, minus scriptum」『広島法學』35 (3), pp. 3-6.
- 2) 無論, 前近代に何らかの公的・半公的な信託システムを發展させた社会は他にもある。代表的な例として, イスラームのワクフ, イングランドのユースとそれを支えたエクィティなどが挙げられるだろう。これらは必ずしも遺産の信託ではなく, むしろ生前の信託も多くおこなわれたようである。cf. Abdel Mohsin, M. I. (2019), 'A Brief History of WAQF: An Islamic Socio-Financial Institution of Philanthropic Endowment,' *SAHULAT. A Journal of Interest Free Microfinance*, 7 (2), pp. 7-22; ジョーンズ, N. G. (深尾裕造訳) (2013), 「信託とは何か 歴史的視点から見たユース, 信託, そして信任すること」, 『立教法学』88, pp. 59-77.
- 3) Mueller, R. C. (1971), 'The Procurators of San Marco in the Thirteenth and Fourteenth Centuries: A Study of the Office as a Financial and Trust Institutions,' *Studi veneziani*, n.s. 13, pp. 105-220.
- 4) 高田京比子 (1999), 'Lo sviluppo dei Procuratori di San Marco come esecutori testamentari fino all'anno 1270,' *Zinbun*, 34 (1), pp. 79-106; 同 (2001) 「サン・マルコ財務官と中世ヴェネツィア都市民 - 遺言書史料に見る行政機構の發展」『史林』84 (5), pp. 684-715; 同 (2006), '«Commissarii mei Procuratores Sancti Marci» Ricerche sulle competenze dell'ufficio della Procuratia di San Marco (1204-1270),' *Archivio veneto*, V serie, 166 (201), pp. 33-58.
- 5) Pullan, B. (1971), *Rich and Poor in Renaissance Venice*, Oxford; Id. (1982), *La politica sociale della Repubblica di Venezia 1500-1620*, vol.1, *Le Scuole Grandi, l'assistenza e le leggi sui poveri*, Roma; Id. (1984), 'Abitazioni al servizio dei poveri nella Repubblica di Venezia,' in G. Gianighian and P. Pavanini (ed.s), *Dietro i palazzi. Tre secoli di architettura minore a Venezia 1492-1803*, Venezia, pp. 39-44.
- 6) 和栗珠里 (2023) 「国立ヴェネツィア古文書館のコンミッサリアーア文書群」

- 『人間文化研究』18, pp. 130-118 参照。
- 7) Zingarelli, N. (1995), *Vocabolario della lingua italiana*, Bologna, p. 404.
  - 8) Boerio, G. (1856), *Dizionario del dialetto veneziano*, 2<sup>a</sup> edizione, Venezia.
  - 9) Zingarelli (1995), p. 405.
  - 10) Cecchetti, B. (1888), *Dizionario del linguaggio archivistico veneto—Saggio*, Venezia, p. 21.
  - 11) Da Mosto, A. (1937), *L'Archivio di Stato di Venezia. Indice generale, storico, descrittivo ed analitico*, Tomo I, Roma, p. 9.
  - 12) 吉村朋代 (2012) p. 3.
  - 13) Mueller (1971), *passim*; Pullan (1971), *passim*; Id. (1984), *passim*.
  - 14) 高田 (2001), *passim*.
  - 15) 高見純 (2017) 「15世紀前半期ヴェネツィアにおける大兄弟会の貧困救済」『社会経済史学』83 (2), p. 269; 同 (2020) 「中近世ヴェネツィアにおける宗教兄弟会のアーカイブズ管理」『国文学研究資料館紀要』51 (16), p. 25.
  - 16) Commissario という語は現代標準イタリア語にもあるが、委員や警察署長などの意味で用いられ、遺言執行者の意味はとくに持たない。
  - 17) 論者がこれまでに調査したコンミッサリーア文書は以下の通り。ASV (Archivio di Stato di Venezia), SMV (Scuola Grande di Santa Maria della Valverde o della Misericordia), b. 18, b. 20, bb. 25-28, bb. 32-33, b. 40, b. 54; ASV, SM (Scuola Grande di San Marco), bb. 114-115, b. 161; ASV, SMC (Scuola Grande di Santa Maria della Carità, b. 78; ASV, PSMS (Procuratori di San Marco de Supra), *Commissarie e amministrazione*, b. 36, b. 45, b. 49bis; ASV, PSMC (Procuratori San Marco de Citra), b. 53, b. 164, b. 320; ASV, PSMU (Procuratori di San Marco de Ultra), b. 266; ASV, PSMM (Procuratori di San Marco, Misti), b. 148a. また、大兄弟会やサン・マルコ財務官のフォンド内の遺言要約集も参照した。ASV, SMV, bb. 129-130; ASV, SMC, b. 140; ASV, PSMM, b. 218.
  - 18) 本稿 3.2. 参照。なお、妻が生存している場合の嫁資の扱いについては、まだ十分調査できていないため、ここでは詳しく立ち入らないが、妻の権利に対する配慮も一部のコンミッサリーアに見出せる。ただし、多くの子を産む

ことが要求された上流階級の女性の寿命は概して同階級の男性よりも短く、男性遺言者では、遺言作成時にすでに妻に先立たれていたり、もともと独身であったりしたために妻の権利に関する記述を欠くケースのほうが多いように思われる。

- 19) Mueller (1971), p. 185, p. 192.
- 20) ヴェネツィアの公債制度については次を参照。Luzzatto, G. (1924), 'Il debito pubblico nel sistema finanziario veneziano dei secoli XIII-XV,' *Nuova rivista storica*, A. Xiii; Mueller (1997), *The Venetian Money Market. Banks, Panics, and the Public Debt, 1200-1500*, Batimore and London (esp. Chap. 11).
- 21) Pullan (1984), p. 40; Maschio, R. (1989), 'Investimenti edilizi delle Scuole Grandi a Venezia (XVI-XVII sec.),' in A. Guarducci (a cura di), *Investimenti e civiltà urbana secoli XIII-XVIII*, Prato, pp. 412-414.
- 22) Cf. Semi, F. (1983), *Gli "Ospizi" di Venezia*, Venezia.
- 23) ASV, SMV, b. 20, fasc. 4, cc. 6v-7v.
- 24) Gambino, L. (1971), 'Il substrato socio-culturale del fedecommesso familiare,' *La nuova critica*, VII serie, III-IV, pp. 145-151.
- 25) Mueller (1971), p. 190.
- 26) *Ibid.*, pp. 193-194.
- 27) *Ibid.*, p. 196.
- 28) たとえば、貴族フィリッポ・トロロン (1501年死亡) の遺言では100戸の貧者用住宅の建設が指示されていた。1504年にまず40戸の建設が開始され、1555年には61戸分に関する入居者の記録がある。1557年には新たに12戸分の建設が開始され、1570年代には72戸分に関する入居者の記録がある。1648年には4戸を売却して70戸が残ったとされるため、少なくとも74戸には達したと解釈できる。ASV, PSMS, *Commissarie e amministrazione*, b. 49bis; ASV, PSMS, *Chiesa*, b. 132; E. R. Trincanato (2008), *Venezia minore*, riedizione e saggi a cura di C. B. Trincanato, E. Balistreri, D. Zanverdiani, Venezia, p. 433; Gianighian & Pavanini (1984), pp. 45-48.
- 29) ASV, PSMS, *Chiesa*, b. 132, cc. 94r-97v.

- 30) セーミが挙げた132件の施設のうち、83件は私人による創設であるが、生前か遺言によるものかは必ずしも明確ではない。Semi (1983), pp. 50-64.
- 31) Romano, D. (1996), 'L'assistenza e la beneficenza,' in A. Tenenti e U. Tucci, *Storia di Venezia dalle origini alla caduta della Serenissima*, vol. V. *il Rinascimento. Società ed economia*, Roma, pp. 360-363.
- 32) Romano (1998), 'Molto ben sapere guidar la optima constelation sua: Francesco Foscarì as Procurator of San Marco,' *Studi veneziani*, n.s. 36, pp. 37-55.
- 33) Romano (1996), p. 357.
- 34) 次の計24巻である。ASV, Inventario 395/1-3, *PSM de Citra. Commissarie*; Id., Inventario 396/1-12, *PSM de Ultra. Commissarie*; Id., Inventario 394/1-8, *PSM Misti. Commissarie*.
- 35) 和栗珠里 (2023) 「国立ヴェネツィア古文書館のコンミッサリーア文書群」『人間文化研究』18, pp. 130-118.
- 36) *Ibid.*, pp. 113-114, 表 1-3.
- 37) Pullan (1984), p. 40.
- 38) Mueller (1971), p. 186. 兄弟会に関しては、16世紀にコンミッサリーアの数も個々のコンミッサリーアが委ねる遺産の規模も増大したとグイダレリは述べている。G. Guidarelli (2011), 'Le Scuole Grandi veneziane nel XV e XVI secolo: reti assistenziali, patrimoni immobiliari e strategie di governo,' *Mélanges de l'École française de Rome-Moyen Âge*, p. 65.
- 39) 和栗 (2023), p. 107.
- 40) ASV, PSMU, b. 360, carte sciolte.
- 41) Marco Ziani のコンミッサリーア。ASV, PSMM, b. 180.
- 42) イタリア史において長期的に継続された遺産の管理に関する研究としては、亀長洋子 (1991) 「ある遺言の五百年—中世ジェノヴァの『家』から」『日伊文化研究』37, pp. 2-10 がある。

## *Commissarie* or Testamentary Trusts in the Republic of Venice

WAGURI Juri

*Commissarie* (sg.: *commissaria*) were testamentary trusts practised in the Republic of Venice. Deriving from the Latin word *fideicommissum*, *commissaria* meant everything trusted by a testament, mainly the division of property and bequests, but also instructions on the funeral, Masses, the construction of tomb and/or monument, and especially the administration of assets '*in perpetuo*' for the sake of the salvation of the testator's soul.

In charge of the execution of *commissaria* were *commissarij*, trustees appointed by the testator, and their successors and agents. Often *commissarie* were entrusted to confraternities or to the Procurators of San Marco, the second highest offices after the Doge in the Republic of Venice, or in some cases to both institutions.

Where perpetual management of assets was required, the bequests were mainly in the form of government bonds, real estate, and charitable houses (*ospedali* and *ospizi*). Interests of government bonds and rental incomes from real estates were used to support the surviving family members or to pay for perpetual Masses, donated to religious or charitable organizations, or distributed among the poor by the hand of executors. Some testators wished to establish almshouses to accommodate the socially vulnerable. Such facilities were expected to be maintained forever and laid a heavy burden on the executors.

The benefactor and the beneficiaries could have a direct relationship, but charitable trusts were aimed at unspecified people in need, and the selection of the beneficiaries was left to the executors. For them,

this task was advantageous as well as arduous, because they could consolidate their own personal ties through the distribution of the benefits. The poor who received benefits had their role, too, because they were indispensable for the salvation of the soul of the benefactors. Thus, multilayered personal relationships were weaved around *commissarie*.

The detailed inventories of *commissarie* entrusted to the Procurators in the Archivio di Stato di Venezia allow us to extract quantitative data from some 3,500 *commissarie*. I collected information regarding the year of establishment and the last year of the records of each *commissaria* to figure out how long it was maintained. The results show that about 20 per cent or 688 *commissarie* lasted more than 100 years, among which 384 lasted more than 200 years. The documents I have surveyed are silent about how a *commissaria* ended, but this analysis proved the longevity of numerous *commissarie*.

*Commissarie* functioned as social bonds which brought people together across time and class. In previous studies, *commissaria* documents have been used for historical research about finance, charity, and art, but they are also useful for social network research. In the future, it will be necessary to elucidate the reality of *commissarie* in more detail through specific case studies.

\* Research for this study was made possible by the generous assistance of Momoyama Gakuin University. I wish to express my special thanks to Università Ca' Foscari Venezia for allowing me to develop my research in March-September 2022 as a visiting scholar.

